

平成 23 年度全国高等学校総合体育大会

八幡平市売店等運営要項

1 趣 旨

この要項は、「八幡平市売店等設置基本方針」に基づき、平成 23 年度全国高等学校総合体育大会レスリング競技大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、審判員、視察員、報道関係者等及び一般観覧者の便宜を図り、併せて岩手県及び八幡平市の物産を広く P R することを目的として、八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が設置する売店等の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 施設等の使用許可

市実行委員会は、各競技会場区域内に売店等を設置しようとするときは、売店等の設置に関して、各競技会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるものとする。

3 出店申請

各競技会場に売店等の出店を希望するものは、出店申請書（様式第 1 号）に係書類を添えて、市実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

4 出店者の選定

出店者の選定にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) その他、市実行委員会が特に認めるもの。

5 出店許可

市実行委員会は、申請内容を審査し、適当と認める場合は出店許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。

6 販売品目

売店において販売を認める品目は、次によるものとする。

(1) 食品

売店で調理、加工を行わない食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品衛生関係法令等に基づく適切な表示がなされている次のものとする。

ア パン類（調理パンを除く）及び菓子

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されたもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

イ 飲料水類

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りのもの。

ただし、以下の清涼飲料については、(財)全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結しているコカ・コーラ社製に限定する。

炭酸飲料，無糖茶，有糖茶，コーヒー，コーヒー飲料，果汁，野菜果汁，スポーツドリンク，容器入りミネラルウォーター等，炭酸及び非炭酸並びに非アルコールの飲料。

ウ 土産食品

食品衛生関係法令に基づく許可を受けた施設等で製造されているもので、常温で保存性のあるもの。

- (2) 土産品
包装，内容，品質等において，土産品としてふさわしいもの。
- (3) スポーツ用品，記念バッジ類
- (4) 写真・ビデオ記録等
- (5) その他，大会参加者にとって必要と思われる最小限のもの。

7 食品の販売

- (1) 市実行委員会は，食品を販売する売店を出店許可する場合，設置場所，保管方法及び取扱食品等について，所轄の保健所と協議するものとする。
- (2) 食品衛生関係法令等により，営業許可を必要とする出店者にあつては，直ちに所轄の保健所の許可を受け，その許可証の写しを市実行委員会へ提出するとともに，売店にはその許可証を提示しなければならない。
- (3) 食品の販売における食品衛生対策については，「平成 23 年度全国高等学校総合体育大会岩手県食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）」及び「食品関係販売施設設置における留意事項」によるものとする。
- (4) 市実行委員会は，食品を販売する売店に対し出店を許可したときは，実施要領に規定する計画書を大会開催の 2 ヶ月前までに，所轄の保健所に提出するものとする。

8 出店の場所

市実行委員会が指定する場所とする。

9 出店の期間

市実行委員会が指定する期間とする。

10 出店の方法

市実行委員会が指定する方法とする。

11 経費負担

売店等の設置，運営，警備，撤去等に要する一切の経費は，原則として出店者

が負担するものとする。

12 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み及び拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 販売に伴う廃棄物は、当日中に出店者において処分すること。
- (7) 出店の権利を第三者に譲渡し、転貸し又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (8) 接客にあたっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (9) 出店者及び従業員は名札等を着用すること。
- (10) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、市実行委員会の指示に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (12) 市実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

13 許可の取消し

市実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上不適当と認められるときは、出店許可を取り消すものとする。

14 損害賠償

出店者が、会場の施設等又は第三者に損害を加えた場合は、賠償の責を負うものとする。

15 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、市実行委員会の検査を受けなければならない。

16 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切その責を負わない。

17 報告

市実行委員会は、売店等の出店許可をした場合は、競技種目別大会開催までに
出店許可報告書（様式第3号）を、平成23年度全国高等学校総合体育大会岩手県
実行委員会に提出するものとする。

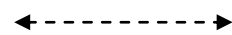
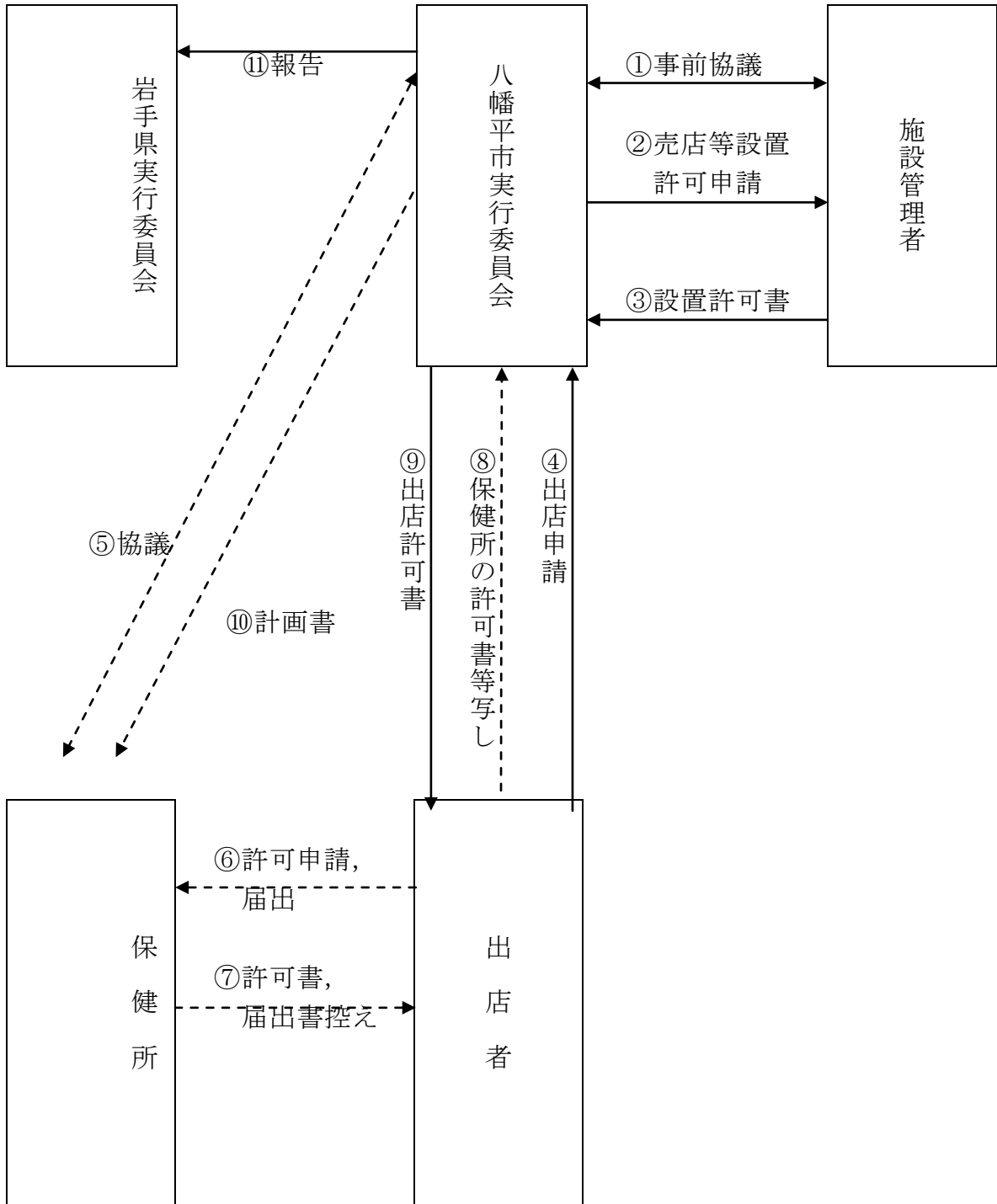
18 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要項は、平成23年5月30日から施行する。

売店設置許可手順



⑤・⑥・⑦・⑧・⑩は、食品衛生法等関係法令により、保健所の許可又は届出を必要とする場合の手続きを示す。